

陳情第172号	受理年月日	令和5年11月10日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	潜在看護師を活用する意見書の提出について	
要旨	<p>明治維新以降、大正、昭和、平成、令和と医療制度は民間病院が主体となっているが、公的病院と違い民間病院の規模は中小病院が主体である。</p> <p>また、現在の国内医療供給体制は、個々に発症する脳血管疾患、悪性腫瘍を中心とした医療供給体制になっている。</p> <p>このため、現在の民間病院主体の医療供給体制では、今後も起きると予想されるパンデミックや自然災害には対応できず、これからも公的病院の拡大が課題となってくる。</p> <p>しかし、今までの民間病院の社会的貢献を考えると、公的病院の医療供給体制の制度拡大は困難視されると思う。ゆえに、国内の潜在看護師を活用することが重要と考える。</p> <p>については、厚生労働省に対して、今後も起きると予想されるパンデミックや自然災害に対応するため、潜在看護師の活用に関する意見書を提出していただきたい。</p> <p>(意見書案は別紙のとおり)</p>	

別紙（陳情第172号）

### 潜在看護師を活用することに関する意見書（案）

パンデミックや世界的な気候変動における自然災害に対処するために、自衛隊の組織である予備自衛官制度を模倣した制度を構築して、都道府県単位で潜在看護師を活用する。

例えば、都道府県の首長が責任者で本部は都道府県の施設を活用し、予算は厚生労働省の予算で運営する。また、総務省の地方交付税は除外する。

制度確立を目指す中で、人数、年齢、給与、中核病院での講習期間、組織体験等、詳細は検討する。

今後、起き得ると警告されている、首都直下型地震、南海トラフ巨大地震、富士山噴火、気候変動、そして、日本の有事にも対処するために、国内の潜在看護師を活用することを要望する。

#### 潜在看護師を組織化する案

本部	都道府県 県庁所在地
責任者	都道府県知事
募集する範囲	都道府県内の在住者
役割	通常の見護業務
応募資格	正看護師、准看護師、看護業務助手（雑役係）
採用期間、年齢、性別	1年間継続可、18歳以上、男女
教育訓練日	年4回（1回14日）
実施場所	都道府県に設置の中核病院
応召義務	義務なし
賃金	時間単位（労働基準法に沿って支払う）

#### 課題

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 1 所管        | 防衛省、総務省、厚生労働省 |
| 2 予算        | 厚生労働省（組織維持費）  |
| 3 勤務体系、募集人員 | 未定            |

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

厚生労働省

北九州市議会